

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算〔第4号〕について、急施を要すると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和2年3月5日 提出

筑北村長 関川芳男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和元年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算〔第4号〕を次のとおり専決処分する。

令和2年1月29日

筑北村長 関川芳男



## 令和元年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算〔第4号〕

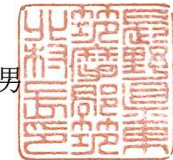
令和元年度筑北村のとくら温泉施設特別会計補正予算〔第4号〕は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年1月29日 専 決

筑北村長 関川芳男



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	231,631	0	231,631

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 施設管理費		216,862	0	216,862
	1 施設管理費	216,862	0	216,862
歳 出	合 計	231,631	0	231,631

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
歳入合計	231,631	0	231,631

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 施設管理費	216,862	0	216,862	0	0	0	0
歳出合計	231,631	0	231,631	0	0	0	0

### 3 歳 出

(款) 2 施設管理費

(項) 1 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 支 出	県 金	地 方 債					そ の 他
1とくら施設 管理費	216,862	0	216,862					11 需 用 費	△1,042	002 燃料費	△1,042
										003 灯油	△1,042
								13 委 託 料	1,042	002 村単事業委託料	1,042
										011 業務委託	1,042
計	216,862	0	216,862								